

裏面白紙

411

the appropriated budget.
cooperation

國會提出案

昭二五。三。二三
津 県

一 公共企業体労働關係法第十六條第一項の規定に基き、
國會の認決を求める件
公共企業体仲裁委員會の別紙裁定について、公共企業体労働關係法
第十六條第二項の添定により國會の議決を求める。⑥

運

由

昭和二十五年三月十五日、公共企業体仲裁委員會が、國鐵勞働組合
の申請にかかる昭和二十五年四月以降の賃金ベース改訂に際する紛争
につき下した裁定は、公共企業体労働關係法第十六條第一項に該當す
るので、同條第二項の規定により國會に付議する必要があるからであ
る。